

○東京藝術大学大学会館規則

昭和54年4月1日
制 定

改正 平成13年3月27日 平成16年4月1日
平成16年6月24日 平成20年4月15日
平成25年10月24日 平成27年5月14日
令和7年3月27日

(設置)

第1条 本学に東京藝術大学大学会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、学生相互及び学生・役職員間並びに役職員相互の親睦を深め、かつ学生の自主的課外活動の発展を促進するとともに学生及び役職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者等)

第3条 会館に、館長、主事、館員を置く。

2 館長は、理事（教育担当）をもって充て、学長の命を受け、会館の管理運営責任者として会館の事務を掌理する。

3 主事は、学生課長をもって充て、上司の命を受け、会館の事務を処理する。

4 館員は、学生課の職員をもって充て、上司の命を受け、会館の事務に従事する。

(協議)

第4条 館長は、会館の運営について必要がある場合は、学生支援室と協議するものとする。

(会館の使用)

第5条 会館を使用する者は、第2条の規定する会館の目的に沿って会館の施設設備等を適正に使用し、かつ、保全することに留意するとともに、その他使用上の諸規定を誠実に遵守しなければならない。

2 会館の使用に関する規則は、別に定める。

(館長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、学長の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。